

太陽光発電設備を設置された方へ

償却資産（固定資産税）申告のお知らせ

1. 償却資産の申告のお願い（償却資産とは）

固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税されます。太陽光発電設備は償却資産に該当し、課税対象となる場合があります。以下の表を参考に、所有している太陽光発電設備の設置状況を確認してください。課税対象の場合は毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告していただく必要があります（地方税法383条）。

2. 課税対象となる太陽光発電設備

（1）設置者の区分

区分	太陽光発電設備
個人設置（住宅用）	売電等の事業用に使用している場合は課税対象
個人設置（事業用） 法人設置	事業用資産となり課税対象

注意：店舗（または事務所）兼住宅に設置している場合は、利用割合に関わらず、全て申告対象です。

（2）償却資産と家屋の区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材（屋根材）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

表中の「償却」となっている設備は償却資産として申告が必要です。「家屋」となっている設備は家屋として評価しますので申告は不要です。

3. 太陽光発電設備の特例について

太陽光発電設備の取得日、発電電力の使用方法（自家消費型又は売電）によって、特例適用になる場合がありますのでお問い合わせください。